

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

第 1 7 回秋田市都市緑化推進専門部会

議 事 要 旨

日 時 : 平成 2 2 年 1 1 月 2 日 (火)
午前 1 0 時 3 0 ~ 午前 1 2 時

場 所 : 秋田市役所議場棟
第 3 委員会室

第17回秋田市都市緑化推進専門部会における主な意見等

- ・議事(1) 秋田市都市緑化の推進に関する基本方針の変更に関する調査および審議について
 - 都市緑化推進基本方針の変更および秋田市都市緑化推進計画の変更について
 - 議事資料1、議事補足資料1

部会長：(1)都市緑化推進基本方針の変更および秋田市都市緑化推進計画の変更についてご質問、ご意見ございますか。

A 委員：緑化推進計画全体の内容についての意見ですが、公園は市民の心を癒すものとしてすごく重要である。この計画を見ても、緑に対する市民の存在、市民の顔が見えないように思える。緑化の推進について数値化して目標を定めるのは良いことと思う。平成29年度までの目標は24%の以内であるのに対し、将来目標が30%とかなり大きな数字なのですが、何を優先順位に30%に増やすこととしているのか。また、資料編P7にある公園施設の現状にある公園の状態の写真は20年たったから更新する必要ができたものであるとしているが、定期的にケレンなどを行えば、こんな状態にならないのではないかと。ベンチも腐朽菌が発生して状態が悪いものである。ウッドデッキでも2年に1回防腐剤を塗れば維持管理できる。何も維持管理していないことをアピールしていることになっている。適切な維持管理で進めていくべきである。

部会長：この市民の参画については、今までもこの部会で議論していき、その議論を経て、計画のP10にある市民協働の取り組みとして、緑のまちづくり活動支援基金を新設したところであります。受益と負担の考え方は重要であり、公園の管理も市だけではできないので、市民協働として、協力を求めていく必要がある。

事務局：市民の存在、市民の顔が見えないというご質問ではありますが、緑の基本計画を策定するまでの検討段階でも、同様のご意見をいただき、市民協働を進める施策として、市民が自ら提案し実行できる「緑のまちづくり活動支援基金」を平成20年度に創設したものであります。その後、個人が所有している保存樹に関しても、この専門部会で検討

していただき、保存樹は市民共有の財産という観点から、平成22年度から保存樹についてもこの基金から助成することとするなど、市民協働を推進しております。

緑の緑地率の目標数値化のことですが、以前は市民一人あたりの公園面積を指標としていましたが、現在、秋田市の市民一人あたり公園面積が全国平均と比べても十分な量となったことから、市街地の緑地率という指標に変更したものである。平成29年度までの目標は24%と少ないように感じられるかもしれないが、市街地の緑地の増加を見込んでいるものであります。また、将来目標の30%はなかなか達成が難しい数値であり、今後、どのような施策で達成するか検討課題であります。

遊具の状態であるが、この専門部会において、持続可能な公園管理のあり方について議論いただき、その中で、今後は予防修繕を実施して延命化を図ることとしており、遊具の寿命を延ばすため、ペンキ塗装などを実施していきます。更新時期を迎えた遊具は、必要性などから更新の有無を判断し、維持管理費の低減を図りながら計画的に管理する方針であります。

A 委員：市民に対し、受益と負担を求めていくのは必要であり、市民協働で都市緑化する方向で進めていくことは重要です。

B 委員：資料編P28に緑のまちづくり活動支援基金が掲載されていますが、その利用実績や寄付はどんなものでしょうか。

事務局：緑のまちづくり活動支援基金は、平成20年度から実施しています。本基金にはソフト部門とハード部門があり、ソフト部門は主に町内会などが花苗などを植える活動などへの支援です。ハード部門は、地元で広場や緑地をつくりたいという場合の支援制度であり、地元の負担がともなうため、地元が実施するまでは時間がかかります。平成20年度から23年度まで、毎年150団体ほどへの支援実績があります。寄付は平成20年度60万円、平成21年度10万円程度ありました。

B 委員：このような寄付は、いわゆるコミュニティファンドというものである。このような寄付はなかなか進まないのが一般的である。ヨーロッパでは、このような場合は遺贈、いわゆる香典返しを活用しているのが一般的である。また、寄付は市民の共感を得やすいこと、次世代に引き

継いでいこうとする考えがほしい。寄付の募り方をもう少し考えたらよいと思う。市民の手で公園を市民がつくっていくという考えをもってもらおう。

C 委員：品川駅では、秋田県のアンテナショップがあるが、そこでは秋田県が会員を募集しており、500人以上集まったとしており、県は大変工夫している。市民の参画を募るよう努力する必要がある。

A 委員：バリアフリーの件ですが、計画の内容を見ると、トイレや管理事務所、園路が対象となっているが、公園の中の坂道が介助者なしでも行けるような勾配となっているのか。まわりの歩道がバリアフリーになっていなければ、意味がない。そこで、私の考えですが、公園を樹木公園にしてベンチを置き、木陰をつくって休む場所を増やせばよいのではないか。球技する場所も公園として必要だろうから、その場所とは区別する。山をうまく活用して景観も考え、樹木を植えること紅葉を楽しむ空間ができる。バリアフリーはことばとして、開放感を呼ぶ。管理事務所はバリアフリーの必要はない、金のかからない方法で行うことが必要である。

事務局：公園には、芝生がある方がよいという場合や、車いすが使いにくいことから、段差のない園路を設けることもある。大きな公園、千秋公園や大森山公園などは、すべてをバリアフリーにすることはなかなか難しい。これらの公園は高低差があり、坂道対策がなかなか難しいためである。大森山公園については、今後予定している再整備の中で、できるだけ対策をとろうとしている。また、地域に身近な公園については、バリアフリー化しやすい。現在やっている再整備ではバリアフリー化が条件となっており、一般的には車いすが利用出来るような勾配で整備している。

部会長：資料編P29のバリアフリー事業について、広報あきたとかでも活動をPRすればよいのではないか。

事務局：社会資本のバリアフリー化は重要な施策であることをご理解をいただきたい。樹木公園といった意見もありますが、再整備の場合は地元の家で再整備することもできる。

D 委員：公園の管理に興味を持っていただくことが必要だと思う。愛護会の活動を見ていただければ、一般の人でも市民協働による公園管理についてわかると思う。ただし、愛護協力は高齢化しており、今後若返りを図るとか、数を増やすような対策が必要である。そのほか、緑化ということでは、家庭の花壇や花いっぱい運動もある。緑のまちづくり活動支援基金では、自分で好きな花を植えることができるのが良い。今までは市から配付された同じ花だったので、いろいろな花にかわっているのが良い。小学校はプランターで花植えをやっている。太田町では盛んに行われているが、培養土を活用してプランターによる花壇をやっています。また、最近はグリーンカーテンや屋上緑化などもPRされているが、今よく言われているグリーンカーテンは昔からアサガオなどでやっている。

事務局：愛護協力はじわじわ増えています。高齢化の問題はあり、今後違った視点から公園愛護協力を活性化する仕掛けを考えていく必要がある。

部長：桜ヶ丘には街路樹愛護会があり、子ども達も一緒に活動している。良い取り組みだと思う。

E 委員：一般市民の方の意見として、何人の方から意見があったものか。また、この意見の中に横浜市のみどり税とあるが、これはどんなものかお知らせいただきたい。

事務局：意見は2名の方からあったものである。横浜のみどり税は、横浜市でも緑の基本計画と同じような「横浜みどりアップ計画」を策定し、その施策である「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」ための安定した財源の確保を目的に、5カ年の期限付きで、市民税に加算する形で導入したものである。

緑化推進計画に対する市民意見への対応について - 議事資料 2

部 会 長：次に、(2)都市緑化推進計画に対する市民意見への対応についてご質問、ご意見ございますか。

F 委 員：この意見対応案は計画に対する意見と、一般的な要望がいっしょになっていて、わかりにくい。今事務局から説明で、推進計画を修正する必要がないこと、このあと公表することとしているとすれば、推進計画に対する対応と、一般的な要望への対応とをきちんと分けて作成し直すことが必要である。また、そのようにしないと今後審議会に報告したときも公表したときも説明しにくいし、わかりにくいと思う。この意見がごちゃごちゃになっているのは、この計画で意見公募した際、一般の人がすべてを理解するのに時間もかかり、わかりにくかったためだと思う。今後の審議会に提出することを考えれば、計画の要点などトピックをまとめた概要版というものを作成して説明すべきである。また、意見公募する場合は、概要版で意見公募するのが、計画に対する意見を得られやすいと思う。

部 会 長：この意見は確かに普段、緑に関して感じている思いを意見として提出したものと感じられる。この意見にある宮脇先生はイオンの森の導入者提唱者であり、この方法を盛り込むのであれば、検討が必要である。また、意見にあるタブノキは暖かいところの樹種で、秋田であればせいぜい象潟か金浦あたりに適した樹種であり、秋田市には難しいと思う。

A 委 員：桜ヶ丘の歩道はケヤキの根によりデコボコになり、歩くのに支障になっている。ケヤキは広く浅く根を張る性質をもっているためである。横浜のみどり税の関係は、今回国勢調査もしており、その結果によるが、この少子高齢化の状況では税として徴収するのはむずかしいのではないかと思うが、市民の負担が必要であれば、別の方法を考えていくべきである。

部 会 長：ケヤキは深伸性の木であり、歩道にでていたのは、確か上側の根かもしれないが、太い枝を切り落とせば、その根を処置できると思うが、自分もやったことはない。

B 委 員：この計画は、文字を四角で囲むなど、この体裁では内容が読みにくいので、まずは四角で囲むのをやめ、体裁を整えた方が良い。わかりやすい説明をするためにも、改良してください。資料編の方が読みやすいので、ちょっと工夫してほしい。

事 務 局：了解しました。

部 会 長：事務局はこれまでの意見から、計画や対応案などを見直しして、事務局案のとおり進めてよろしいでしょうか。

各 委 員：異議なし

部 会 長：事務局から他に何かにありますか。

事 務 局：特にありません。

部 会 長：他にご質問、ご意見が無いようですので、これをもちまして本日の審議は終了とします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

以 上